

外国人を拘禁した場合等における領事機関に対する通報等について（通達）

制定 平成29. 12. 22 例規組一・留第42号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、外国人を拘禁した場合等における領事機関に対する通報等に関する手続きについて定めたもので、平成29年12月22日から実施しています。

その内容は、

- 外国人を拘禁した場合の通報要領に関すること
- 外国人の死亡を認知した場合の通報要領に関すること
- 領事官の訪問通信が行使される場合の留意事項に関すること
- 外国人を拘禁した場合の国籍の確認及び通報措置に関すること

等です。